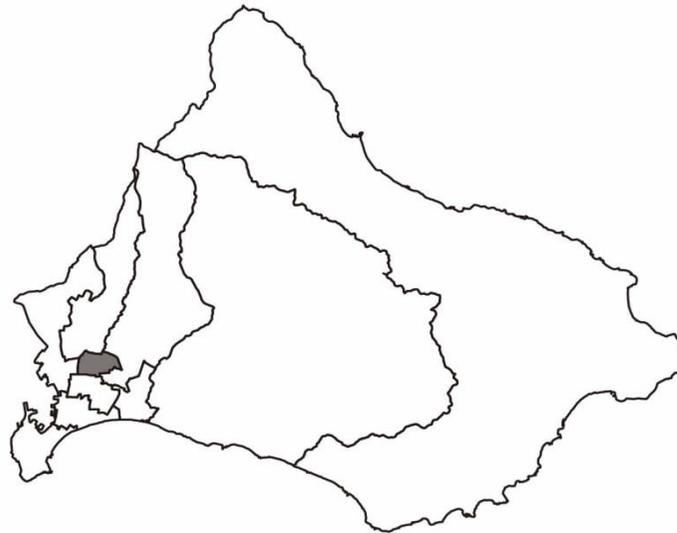


# 高齢者あんしん相談窓口

## 函館市地域包括支援センター 西堀

### 平成28年度活動計画

北東部第1圏域



## — 目 次 —

1. 圏域の特徴と課題	…	p.1
2. 現状分析と活動計画		
＜介護予防事業＞		
1. 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	…	p.2
＜包括的支援事業＞		
1. 総合相談支援業務	…	p.3～p.4
2. 権利擁護業務	…	p.5～p.6
3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	…	p.7
4. 介護予防ケアマネジメント業務	…	p.8
5. 地域ケア会議推進事業	…	p.9～p.10
＜任意事業＞		
1. 家族介護支援事業	…	p.11
2. 住宅改修支援事業	…	p.12

# 圏域の特徴と課題

北東部1

## 1. 人口の推移と年齢構成

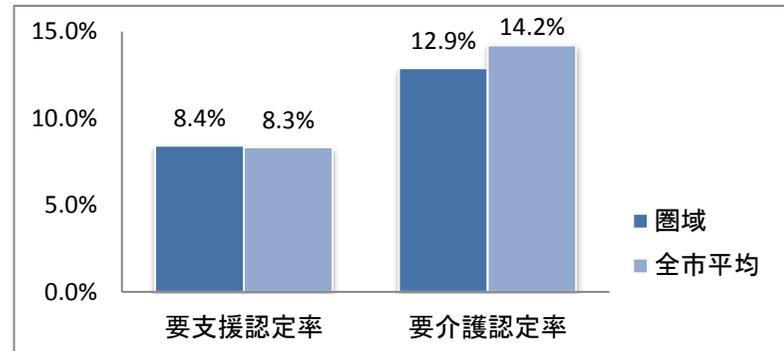
	(人)					H28.3末	
	H24.3	H25.3	H26.3	H27.3	H28.3	割合(%)	全市(%)
年少人口	2,467	2,427	2,366	2,334	2,275	9.8%	10.3%
生産年齢人口	14,946	14,582	14,160	13,855	13,630	58.6%	57.3%
高齢人口	6,606	6,833	7,041	7,258	7,370	31.7%	32.5%
(再掲)65～74歳	3,402	3,424	3,569	3,705	3,694	15.9%	16.4%
(再掲)75歳以上	3,204	3,409	3,472	3,553	3,676	15.8%	16.1%

## 2. 世帯構成

	H28.3末		
	世帯数(件)	割合(%)	全市(%)
高齢者単身世帯	2,761	21.4%	22.6%
高齢者複数世帯	1,514	11.8%	12.1%
その他	8,602	66.8%	65.3%

## 3. 要支援認定の状況

	H28.3末		
	H27.3	H28.3	全市
要支援認定者(人)	618	621	7,219
要支援認定率(%)	8.5%	8.4%	8.3%
給付実績(人)			
給付率(%)			



## 4. 介護保険サービス事業所数

	H28.3末
居宅介護支援事業所	7
小規模多機能型居宅介護	0

## 5. 圏域の課題

総人口は年々減少傾向にあり、今後も減少すると予測され、高齢化率は年2～3%上昇している。第21、23方面の民生児童委員協議会と富岡町、中道、鍛冶地域に五つの町会と、その他自主組織がある。病院など公的施設が比較的多くあり商業地域に隣接しているが、公共交通機関の利便性が低く、自家用車を持たない高齢者の生活には不便な地域といえる。今後、さらなる高齢化や認知症高齢者の増加が予測されるなか、町会加入率の低下など地域住民相互のネットワークの希薄化や、地域によっては民生委員、町会などの情報共有や連携に消極的で閉鎖的な場面があったため、支援が必要な高齢者の発見が遅れたり、連携した支援ができないことが課題である。

# 介護予防事業

## 1. 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

【根拠法令】旧介護保険法115条の45第1項第1号

【目的】健康づくりに関する活動の体験や知識の普及を通して、地域の高齢者の介護予防に対する意識を高めることにより、自立した生活の継続と社会参加の促進を図ることを目的とする。

【重点事項】健康づくり教室が終了しても、地域の高齢者が介護予防に関する活動を継続できるよう支援する。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		目標	具体策	評価指標
健康づくり教室 (新規・継続・自主)	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教室が自主化せず、活動が継続されない地域がある</li> </ul> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金銭的な負担が大きい(金銭的負担が自主化の障害になった町会がある)</li> <li>・リーダー的な役割を担う人材不足</li> <li>・自主的な運営が困難</li> <li>・参加人数が少なく、教室が盛り上がりかけた</li> <li>・1回実施したが、自主化に繋がらなかった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主化に関わらず、教室が終了しても介護予防活動が継続できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教室開催中からリーダー的な役割を担う人材の育成(自主化に向けて)</li> <li>・町会へ働きかけ、金銭的な支援をしてもらえるよう交渉する(会場費の値下げ交渉)</li> <li>・教室終了後も参加可能な社会資源の紹介</li> <li>・介護予防知識の普及を行う</li> <li>・自主化グループへの支援(東富岡町会の自主化グループへ出前講座を開催したり、医師会看護学生が実習に来た時に共に参加して包括との関わりを継続する)</li> <li>・自主化後も利用出来るインストラクターの紹介</li> <li>・ロジエ中道、富岡第一町会が教室終了後も自主化で活動が継続出来る様な働きかけ</li> <li>・参加者自らが教室運営出来る様、働きかける</li> <li>・参加者の中からリーダー的な役割が果たせそうな人材を発掘し働きかけていく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催回数(新規・継続)</li> <li>・自主グループ支援回数</li> <li>・参加者数(実・延)</li> <li>・参加者の行動変容</li> <li>・継続活動の状況</li> </ul>
住民等への 介護予防に関する 広報・啓発活動	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくり教室の参加者以外の参加者が少ない</li> <li>・町会未加入者への広報が不十分</li> </ul> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回覧板や会館での告知が主な為、町会未加入者に情報が入らない</li> <li>・病院や商業施設、亀田支所で広報活動を行っているが反応が少ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町会加入者以外の地域住民にも活動が周知される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機関紙配布先の新規開拓</li> <li>・出前講座でのPR活動(健康づくり教室や介護教室の内容紹介、要請があれば出前講座も行うので気楽に包括を活用するようPRする)</li> <li>・新聞を利用したPR活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機関紙・パンフレットの配布回数と対象者</li> <li>・出前講座、講師派遣回数と対象者</li> <li>・機関紙の新規配布先</li> </ul>

# 包括的支援事業

## 1. 総合相談支援業務

【根拠法令】介護保険法115条の45第2項第1号

【目的】地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげるなどの支援を行うことを目的とする。

【重点事項】支援が必要な高齢者を早期発見し、適切な支援を行うために、気になる高齢者に気付く視点や地域包括支援センターの役割について普及啓発を行い、地域包括支援ネットワークの構築を強化する。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
地域包括支援 ネットワーク構築	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ネットワーク構築が不十分な地域がある</li> </ul> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>規模の小さい地域に比べ規模の大きい地域とのネットワーク構築は困難さがある</li> <li>地域の各種団体同士の関係性が悪い地域の場合、地域全体のネットワーク構築が難しい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関わりが少ない地域と交流を深め、関係性を構築する</li> <li>地域関係者と集まり、地域について意見交換を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各町会単位に担当者を配置、地域に積極的に出向き、地域関係者と顔の見える関係性を作っていく                     <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 町会、自主組織行事へ参加する</li> <li>→ 機関紙を担当者が持参し、出前講座の開催等PRする</li> </ul> </li> <li>機関紙の新たな配布先を開拓する                     <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 金融機関、コンビニエンスストア、診療所、薬局等</li> </ul> </li> <li>地域関係者(民生委員、町会役員、在宅福祉委員、老人クラブ等)と懇談会を開催する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネットワーク構築数</li> <li>ネットワーク構築機関</li> <li>機関紙の新規配布先数</li> <li>懇談会開催数</li> </ul>
実態把握	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者への実態把握から、地域の特性、課題の把握まで至っていない</li> </ul> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>H27年度基本情報作成数に対する地域支援事業分は約67%(西堀圏域分)</li> <li>高齢者への実態把握から、その人が暮らす地域の特性、課題を把握する意識が十分ではない</li> </ul>	<p>&lt;計画数値&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者基本情報作成数【801件】</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>支援が必要な高齢者を早期発見し、適切な機関、制度、サービスに繋げる</li> <li>実態把握の結果、地域の特性、課題を把握する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>積極的に高齢者の実態把握を行い、個別ニーズ、地域ニーズの把握に努める                     <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 要介護の認定が付いている方でも、可能な限り包括が実態把握を行ってから居宅ケアマネに支援を依頼する</li> </ul> </li> <li>高齢者見守りネットワーク事業や健康づくり教室等での実態把握を通じて、気になる高齢者の早期発見に努める                     <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 見守りネットワーク訪問が始まる前に、その人が暮らす地域の特性も含め実態把握するよう職員全体に意識付けを行う</li> <li>→ 訪問後には各職員から地域の特性も含め実態把握の結果を報告してもらう</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者基本情報作成数と計画数値に対する達成率</li> <li>利用者基本情報作成の内訳と地域支援事業分の計画数値に対する達成率</li> <li>実態把握率</li> </ul>

# 1. 総合相談支援業務

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
総合相談	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域に気になる高齢者がいても、相談に繋がっていない</li> <li>相談に繋がらないことで、支援が必要な高齢者が埋もれている可能性がある</li> <li>各職員間で相談受付(スクリーニング)能力に偏りがある</li> </ul> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員や町会関係者、在宅福祉委員等地域関係者からの相談が少ない</li> <li>旧体制では総合相談において、コーディネーターを配置し、相談受付(スクリーニング)や情報収集、緊急性の判断等を行っていた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域に地域包括支援センターの存在が周知され、相談数が増える</li> <li>総合相談における、相談受付(スクリーニング)能力など職員のスキルアップ、平準化を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各町会単位に担当者を配置、地域に積極的に出向き、地域関係者と顔の見える関係性を作っていく → 町会、自主組織行事へ参加する → 機関紙を担当者が持参し、出前講座の開催等PRする</li> <li>見守りネットワーク事業を活用して、民生委員と地域の高齢者について情報交換・共有を図る</li> <li>状況に応じた情報提供・説明が行えるよう、地域の社会資源の把握に努める</li> <li>全職員が旧体制におけるコーディネーターの役割を担い、スクリーニング、情報収集により課題を明確化し、担当を調整、支援方針を決定する</li> <li>毎朝のミーティングで相談内容、支援方針を確認する</li> <li>新体制に即した相談対応マニュアルを作成する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談対応件数(実・延)</li> <li>相談形態内訳</li> <li>相談者の続柄内訳</li> <li>相談内容内訳</li> </ul>
保健福祉サービス等の利用調整	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス利用が必要と思われる利用者が制度利用に結びついていない</li> </ul> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民、地域関係者に対して、制度の広報、周知が不足していることに加え地域からの情報提供も少ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民にサービスの周知を図ることで相談件数を増やしていく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各センター統一したサービス調整、サービス調整時の疑問点解消のため、社会福祉部会で在宅高齢者等サービス利用調整マニュアルの確認を行う</li> <li>全職員が在宅高齢者等サービス利用調整マニュアルを把握し、適切にサービス利用を提案、潜在的なニーズの見落としを防ぐ</li> <li>機関紙や出前講座を通じて、地域住民にサービスの周知を図る</li> <li>モニタリングを計画的に行い、適切なサービスの調整見直しを行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用調整件数</li> <li>モニタリング実施数(率)</li> </ul>
住民等に対する広報・啓発活動	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域との関わりが希薄な住民や情報収集が困難な高齢者への広報が不足している</li> </ul> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町会の協力を得て回覧板で機関紙を配付しているが、未加入者へ情報が行き渡らない</li> <li>情報へのアクセスが困難な高齢者はそもそも情報を得る機会が少ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域との関わりが希薄な高齢者や地域住民にも情報が行き渡るよう、積極的にアウトリーチし広報に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機関紙や出前講座等を通じて、地域包括支援センターの役割や活動内容、気になる高齢者に気付く視点の周知を図る → 機関紙掲載: 年1回以上 → センターに関する出前講座の開催や講師派遣による周知: 年1回以上</li> <li>機関紙の新たな配布先を開拓する → 金融機関、コンビニエンスストア、診療所、薬局等</li> <li>見守りネットワーク事業や健康づくり教室等でパンフレットを配布する等、積極的にアウトリーチし地域包括支援センターをPRする</li> <li>地域住民や職域団体、小学校児童等を対象に、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症への正しい理解を促進する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機関紙発行回数</li> <li>出前講座や講師派遣の回数と対象者</li> <li>機関紙の新規配布先数</li> </ul>

# 包括的支援事業

## 2. 権利擁護業務

【根拠法令】介護保険法115条の45第2項第2号

【目的】地域の住民や民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからないなどの困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うことを目的とする。

【重点事項】高齢者虐待の早期発見のため、個々のケース支援を通じて、医療機関との連携を強化する。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
権利擁護相談 (高齢者虐待・困難事例への対応、成年後見制度の利用促進・消費者被害の防止に関する対応)	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者虐待か判断に迷っていても、介護支援専門員や介護保険事業所職員からの迅速な相談に繋がっていない</li> </ul> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員や介護保険事業所職員からの高齢者虐待相談・通報件数が全市割合と比較して少ない(H27年度約25%・西堀圏域分)</li> <li>・以前から虐待にあたるか判断に迷って相談・通報に至ったケースもある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センター内でケースの情報共有、支援の方向性を検討しチームアプローチを図っていく</li> <li>・介護支援専門員や介護保険事業所職員が高齢者虐待への認識を深め迅速な相談・通報に繋がるよう連携を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「函館市高齢者虐待対応マニュアル」を活用し、函館市や関係機関と連携し早期対応に努める</li> <li>・支援経過は毎朝のミーティングで情報共有、支援の方向性を3職種で確認、チームアプローチを図る</li> <li>・対応継続が困難なケースは、定期的にモニタリングし、月1回行うモニタリング報告会で情報共有、支援の方向性を3職種で確認、チームアプローチを図る</li> <li>・複合的な課題を抱え、より専門性が求められるケースについては、ネットワークを活用し、他分野の専門職や関係機関と連携し支援を行う</li> <li>・圏域内の事業所を対象とした事例検討会を開催、高齢者虐待事例を紹介し、市や包括の役割・対応を説明する</li> <li>・センター内で成年後見制度等に関する勉強会を開催し職員個々の権利擁護相談のスキルアップを図る(市民後見人、日常生活自立支援事業等)</li> <li>・機関紙の発行やパンフレットの配布、出前講座、研修会の開催により、成年後見制度や消費者被害に関する普及啓発を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○権利擁護相談対応状況</li> <li>・対応件数</li> <li>・対応事案内訳</li> <li>・相談・通報者内訳</li> <li>○高齢者虐待対応状況</li> <li>・通報件数</li> <li>・通報者内訳</li> <li>・虐待実件数</li> <li>・虐待対応件数(実・延)</li> <li>・終結件数(率)</li> </ul>
高齢者虐待対応における医療機関とのネットワーク構築	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関が虐待疑いを把握していても、相談や通報に繋がっていない</li> </ul> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関からの相談・通報件数が少ない(H27年度0件・西堀圏域分)</li> <li>・急性期病院で医師が虐待を疑ったが、本人が拒否し通報せず、転院先の回復期病院への引き継ぎもなし。退院に向けた面談で、回復期病院MSWが虐待を疑い通報に至ったケースがあった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域の医療機関が高齢者虐待への認識を深め迅速な相談や通報に繋がるよう連携を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関やMSW協会等との懇談会や研修会に積極的に参加し、ネットワークの構築に努める</li> <li>・個々のケース支援を通じて、医療機関との連携を強化する</li> <li>・圏域の病院、診療所へ機関紙の設置を依頼する(機関紙年3回発行、訪問にて依頼する)</li> <li>・社会福祉士部会で医療機関向けの「虐待通報シート(仮)」の検討を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別ケース連携数</li> <li>・ネットワーク構築数</li> <li>・ネットワーク構築機関</li> <li>・高齢者虐待通報者内訳</li> </ul>

## 2. 権利擁護業務

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
権利擁護業務に関するネットワーク構築	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>複合的な課題を抱えるケースへの支援にあたり他分野の専門職(市障害担当)との連携が十分ではない</li> </ul> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者虐待や困難事例では、65歳未満の家族も知的・精神障害を抱え、支援が必要な場合が多いが、障害分野との協働が取りづらい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多職種が協働し支援にあたる権利擁護ネットワークの構築に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種事例検討会や研修会に積極的に参加し、関係機関との連携を図る(成年後見事例検討会、法テラスとの懇談会 他)</li> <li>圏域内の事業所を対象とした事例検討会を開催、権利擁護事例を紹介し、支援方法や社会資源の活用について情報共有する</li> <li>個別ケースの検討を行う地域ケア会議で、複合的な課題を抱えるケースを取り上げ、他分野の専門職とも協働し支援内容を検討、連携を強化する</li> <li>成年後見・消費者被害に関する研修会や事例検討会の参加・開催:年1回以上</li> <li>高齢者虐待、困難事例に関する研修会や事例検討会の開催:各年1回以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○権利擁護業務</li> <li>・成年後見制度や消費者被害に関する研修会や事例検討会への参加、開催回数</li> <li>・困難事例に関する研修会や事例検討会の開催回数</li> <li>○高齢者虐待</li> <li>・研修会や事例検討会の開催回数と参加機関数(実・延)</li> </ul>
センター内スキルアップ対策	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職種や個人により相談業務における支援方法、サービス提案や支援能力の過不足があり、支援内容に偏りがみられる</li> </ul> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の権利擁護における相談業務は高齢者虐待防止法、成年後見制度など専門的な支援が求められ、消費者被害生活困窮者、認知症独居、身寄りのいない高齢者支援など相談内容が多岐にわたる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者虐待、成年後見制度、消費者被害、支援困難ケース等権利擁護業務に関する各種研修会、事例検討会を開催する</li> <li>外部研修や勉強会に参加し、スキルアップに努める</li> </ul>	<p>外部研修への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道社会福祉士会主催研修への参加(予定) <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 高齢者虐待対応標準研修:札幌</li> <li>→ 包括支援センターネットワーク研修:札幌</li> <li>→ 権利擁護実践研修会:札幌</li> </ul> </li> <li>認知症サポーターキャラバンメイト養成研修</li> </ul> <p>内部研修の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>センター内事例検討会の開催:年2回以上 <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 認知症ケア実践、虐待対応ケース</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センター内における研修会、事例検討会の開催回数と参加人数</li> <li>・センター外における研修会、事例検討会の参加回数と参加人数</li> </ul>
住民等に対する広報・啓発活動	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域に気になる高齢者がいても、相談・通報に繋がっていない</li> <li>高齢者の権利擁護について、地域住民への意識付けが不足している</li> </ul> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民からの権利擁護に関する相談通報件数が少ない(H27年度1件・西堀圏域分)</li> <li>地域住民からの高齢者虐待に関する相談・通報件数が少ない(H27年度0件・西堀圏域分)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民に高齢者の権利擁護について意識向上を図り、地域包括支援センターへの相談、早期発見に繋げる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機関紙やパンフレットを配布し、高齢者虐待、成年後見、消費者被害等の広報啓発を図る <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 機関紙掲載:年2回以上</li> <li>→ 高齢者虐待、成年後見・消費者被害に関する広報、パンフレットの配布:各年1回以上</li> </ul> </li> <li>機関紙の新たな配布先を開拓する <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 金融機関、コンビニエンスストア、診療所、薬局等</li> </ul> </li> <li>地域の町内会や老人クラブ等への出前講座、講師派遣で高齢者虐待、成年後見、消費者被害について、事例もまじえて説明し、権利擁護への意識向上を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機関紙の新規配布先数</li> <li>○高齢者虐待</li> <li>・機関紙、パンフレット配布回数</li> <li>・出前講座の開催や講師派遣による周知回数と対象</li> <li>○成年後見制度・消費者被害</li> <li>・機関紙、パンフレット配布回数</li> <li>・出前講座の開催や講師派遣による周知回数と対象</li> </ul>

## 包括的支援事業

### 3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【根拠法令】介護保険法115条の45第2項第3号

【目的】高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関との連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携することにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行うことを目的とする。

【重点事項】地域包括ケアシステムの構築を意識し、多職種の参加や圏域内の主任介護支援専門員と連携して、ケアプラン指導研修を開催する。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
包括的・継続的 ケアマネジメント体制 の構築	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアマネジメントの手法、社会資源、公的サービスや制度の改変などにより、研修内容が多様となっているが、参加されるケアマネの経験年数や基礎職種の違いやスキルの差があり、企画する研修内容の検討に苦慮している</li> </ul> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・包括支援センターの主任介護支援専門員により地域の介護支援専門員のケアマネジメント技術向上、支援体制の構築を目的としてケアプラン研修会を開催している</li> <li>・主任介護支援専門員部会でケアマネ支援内容を報告、検討し、その支援内容から課題を抽出、ケアプラン研修会の開催内容に反映している</li> </ul>	<p>&lt;計画数値&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアプラン指導研修【2回】</li> <li>・地域の居宅支援事業所のケアマネジャーが必要な関係機関との連携体制を構築するため、ケアプラン指導研修を開催する</li> </ul>	<p>ケアプラン指導研修の開催</p> <p>1. 10包括合同 第1回目：7月開催 内容→「バイステックの7つの原則を学ぶ」 担当→あさひ、こん中央、亀田、たかおか、西堀</p> <p>第2回目： 内容→「家族支援について」 担当→ときとう、ゆのかわ、神山、よろこび、社協</p> <p>2. 北東部1圏域内開催 夏頃に包括神山、包括亀田、包括西堀合同で障がい者支援計画作成についての内容で開催予定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアプラン指導研修開催回数 (多職種、主任CM連携)</li> <li>・参加数(率)</li> </ul>
介護支援専門員に 対する個別支援	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅支援事業所から支援困難や支援内容が重複しているケース等様々な相談があるが、ケアマネ支援として終結せず継続となるケースが多い</li> </ul> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多種多様な社会資源はあるが、利用者が抱えるニーズや身体状況、家族背景、経済状況等によっては、活用する為の制限もあるサービスや資源の活用には至らないケースもあり、適切な対応が難しくなっている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員等の実践力向上を目指し、ケアマネ支援としての終結に向けてケース支援を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主任介護支援専門員とのネットワーク構築 年4回圏域内の主任介護支援専門員を対象に事例検討会を開催し、支援チームとして情報交換又、地域の課題の意見交換等を行い、主任介護支援専門員のスキルアップを目指す</li> <li>・月1回モニタリング判定会議を開催し、ケアマネ支援ケースを含めた権利擁護、困難事例ケースのモニタリングを全職員により支援内容の検討を行い、終結を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別支援数</li> <li>・終結数(率)</li> </ul>

## 包括的支援事業

### 4. 介護予防ケアマネジメント業務

【根拠法令】旧介護保険法115条の45第1項第2号

【目的】二次予防事業対象者が要介護状態になることを予防するため、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう支援を行うことを目的とする。

【重点事項】平成29年度からの介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)の実施に向けた体制整備を行う。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
介護予防 ケアマネジメント	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防に対する意識は低い</li> <li>介護予防に関する活動に男性の参加者が少ない</li> </ul> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2次予防参加者は少ない</li> <li>生活習慣を改善してみようと思う意思が無い割合は45.5%(10圏域中7番目)</li> <li>女性と比較して男性は退職後、地域の活動に参加するなど溶け込みにくい</li> <li>運動する機会が持てない</li> <li>外出の際の手段は徒歩が最も多く、次いで車の割合が多い</li> <li>町会や自治会へ参加していない人は全市で68.3%おり、町会単位での情報発信には限度がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2次予防事業に代わる介護予防活動(社会資源)を把握、整理し必要な人に紹介する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出前講座や機関紙で啓発活動を行う</li> <li>機関紙配布先で新たな配布先を開拓する</li> <li>男性が参加し易い雰囲気作り夫婦での参加を促す</li> <li>男性が参加し易い活動を紹介する</li> <li>男性参加者が多い活動を紹介する</li> <li>地区調査し社会資源の発掘を行う</li> <li>地域住民へ近隣の社会資源の紹介をする</li> <li>健康づくり教室の自主化支援に努める</li> <li>古い社会資源の整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会資源の発掘</li> <li>社会資源の立ち上げ(健康づくり教室の自主化)</li> <li>出前講座でのPR数</li> <li>出前講座の参加者内訳</li> <li>機関紙配布先内訳</li> </ul>

## 包括的支援事業

### 5. 地域ケア会議推進事業

【根拠法令】介護保険法115条の48

【目的】高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を目的とする。

【重点事項】圏域内の地域課題を明らかにし、把握された地域課題の解決策の検討を行うとともに、全市的な取り組みが必要な課題については「函館市地域ケア全体会議」において、新たな仕組みづくりや政策形成へつなげる。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
個別ケースの検討を行う地域ケア会議	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ケア会議開催が始まった当初と比較するとケア会議自体は浸透しているが、参集しても参加協力が得られない場合が多くなってきた</li> </ul> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの開催で、参加者からは事例検討や情報交換、あるいは連絡調整の場であったとの感想があった</li> <li>ケースの個別課題からその地域の課題まで会議の場での検討に至らない場面がある</li> </ul>	<p>&lt;計画数値&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開催回数【5回】</li> <li>個別のケア会議から地域課題を抽出し、新たな支援体制が構築できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協力が得られるように、参集する際には地域ケア会議(個別)の目的をわかりやすく説明し、個別課題を解決できるよう地域における支援体制作りを目指す</li> <li>→事例検討や情報交換、連絡調整の場のみならず、本人が地域の中に生きがい、役割を持って生活できるような居場所と出番を作るなど本人を取り巻く環境へのアプローチをも検討し、新たな社会資源や既存の地域サービスや資源利用を提案、検討できるまでの地域会議開催を目指す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>開催回数と開催達成率</li> <li>参加者内訳</li> </ul>
地域課題の検討を行う地域ケア会議	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各職員が相談支援内容や、個別支援ケースから地域課題を抽出する視点を持ち対応したい</li> </ul> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民生児童委員、町会、老人クラブ、在宅福祉委員、その他自主組織の代表や役員の出席により地域課題を抽出している</li> <li>個別相談や個別ケア会議からも課題が抽出されているが、地域住民個人の少数意見やニーズは検討されにくい</li> </ul>	<p>&lt;計画数値&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開催回数【2回】</li> <li>圏域内21・23方面の民生児童委員協議会に対して協力依頼し、地域の状況に応じて継続して開催し、地域課題を継続的に抽出できる関係を構築したい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生児童委員方面や各町会などの各地域単位で地域課題の検討を行う地域ケア会議を、その地域の特性に考慮した形態で開催し、個別ケースの検討を行う地域ケア会議や地域懇談会、総合相談ケースの内容や個別相談支援ケース等から抽出された地域課題を含めて話し合い、その地域での解決策を考え、検討する</li> <li>函館市で行う地域ケア会議へ抽出された地域課題を提出し、各種政策や全市レベルでの課題解決に向けた取り組みにつなげる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>開催数と開催達成率</li> <li>参加者内訳</li> </ul>

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
住民等に対する 広報・啓発活動	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ケア会議の趣旨と開催目的を周知して地域の方々に参加していただく</li> </ul> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機関紙や地域懇談会などを通じて紹介しているが、会議の案内に対して、出席を敬遠するケースもあった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ケア会議の紹介や開催の報告:年1回以上</li> <li>・地域ケア会議の開催内容や開催目的など住民に対して周知し、理解していただくよう広報活動に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機関紙への掲載内容の工夫や、新たな配布先を増やすことなどにより地域住民のみなさまの目に触れる機会を増やし、地域ケア会議の広報啓発活動を実施する。</li> <li>・地域への出前講座、講師派遣等の場で地域ケア会議をPRし、身近に感じていただき、気軽に参加していただく雰囲気や環境を作る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機関紙・パンフレット配布回数と対象</li> </ul>

# 任意事業

## 1. 家族介護支援事業

【根拠法令】介護保険法115条の45第3項第2号

【目的】要介護高齢者を介護する者やそれを支える地域住民に対し、適切な介護知識や技術の指導・助言、介護者同士の交流等を行い、介護者を支援することを目的とする。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	独自評価指標
家族介護教室	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や要支援認定者は増加しているが、少子化や地域のつながりが希薄化し介護者の負担が増している</li> </ul> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総人口は減少傾向だが、高齢者人口は増加し高齢化率は30.7%となっている</li> <li>・65歳以上の高齢者単身世帯～13.5%、65歳以上の夫婦世帯は10.0%と、世帯全体の2割強を占めている</li> <li>・町会加入率の低下(アパート住民の加入率は特に低くなっている)</li> </ul>	<p>&lt;計画数値&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催回数【2回】</li> <li>・介護者や地域住民が適切な介護知識・技術、相談先や社会資源を知ることができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教室を開催し適切な介護知識・技術の指導を行う</li> <li>・教室の場でも介護者の相談を受け助言を行う</li> <li>・教室にて介護者や地域住民が交流を図ることで、地域交流の場となる</li> <li>・介護者支援の一環として、教室にて家族会や相談先利用可能な社会資源を紹介する</li> <li>・今後、介護を担う可能性のある地域住民へも啓発活動を行う</li> <li>・機関紙や出前講座を通じて活動を周知する</li> <li>・見守りネットワーク事業や町会行事参加時にパンフレットを配布したり、告知を行う</li> <li>・新しい周知方法を開拓する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催回数</li> <li>・参加者数</li> <li>・機関紙・パンフレット配布回数と対象</li> </ul>
住民等に対する 広報・啓発活動	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防に関する意識が低い</li> </ul> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民に自分の問題という意識が薄問題がこじれてから、医療機関を受診し、関係機関に相談にくるケースが少ない</li> <li>・生活習慣病の罹患率は高い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防知識の啓発事業への参加者が増える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機関紙や出前講座を通じて活動を周知する</li> <li>・見守りネットワーク事業や町会行事参加時にパンフレットを配布したり、告知を行う</li> <li>・新しい周知方法を開拓する(新聞への告知)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機関紙・パンフレット配布回数と対象</li> <li>・参加人数</li> </ul>

## 任意事業

### 2. 住宅改修支援事業

【根拠法令】介護保険法115条の45第3項第3号

【目的】高齢者向けに居宅等の改良を行おうとする者に対して、住宅改修に関する相談、助言等を行い、高齢者の在宅生活を支援することを目的とする。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	独自評価指標
住宅改修支援	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全に生活を送る上で、住宅改修が必要と思われる利用者が、制度利用に繋がっていない</li> </ul> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅改修利用までの流れ、自己負担の費用など制度についての広報・周知が十分に行われていない</li> <li>これまで、担当職員により住宅改修についての知識や手続きに関するスキルにばらつきがあり、利用者のニーズの汲み上げや、適切な相談・助言などが出来ていない場合があった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当介護支援専門員のいない、地域の要介護者、要支援者に関する、住宅改修費の支給の申請に係る理由書の作成を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全職員が住宅改修制度について把握し、不備なく申請の手続を行うことができる</li> <li>高齢者の身体状態・生活環境について適切なアセスメントを実施し、安全な日常生活を送るために必要な相談・助言などの支援を行う</li> <li>医療関係者、福祉用具事業者・施行業者等と連携し、転倒・転落などの事故の予防、在宅生活の維持・継続をできるよう、適切な相談・助言などの支援を行う</li> </ul>	
住民等に対する 広報・啓発活動	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要介護者や要支援者も含め、地域の高齢者への制度の広報が不足している</li> </ul> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機関紙へ掲載し配布することで周知を図っているが、配布先が限られ情報が行き渡らない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機関紙やパンフレット等の配布により、住宅改修に関する広報・啓発を行う</li> <li>個別相談ケースや出前講座など直接住民の方と面談する機会を活用し周知、制度説明し、必要な方に利用していただくよう努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機関紙やパンフレット等を配布し、住宅改修利用までの流れ、自己負担の費用などの制度について周知する</li> <li>見守りネットワーク事業や出前講座など、地域の高齢者と接する機会に、積極的に制度の周知を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機関紙・パンフレット配布回数と対象</li> </ul>